

足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育士等用の住居の借上げを行う保育施設等の設置者（以下「事業者」という。）に対して、借上げに係る費用の一部の補助を行うことにより、保育人材の確保、定着及び離職防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保育施設等 足立区内（以下「区内」という。）の認可保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所をいう。）、足立区における保育の利用等に関する条例（平成23年足立区条例第4号）第9条に規定する認可外保育施設、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園をいう。）、認証保育所（東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付け12福子推第1157号）に定めた基準を満たし、東京都の認証を受けた保育所をいう。）、小規模保育事業（児童福祉法に規定する小規模保育事業をいう。ただし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業C型を除く。）及び定期利用保育事業（東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）に規定する定期利用保育事業をいう。）のいずれかのうち、法人又は個人が運営するものをいう。

(2) 常勤 次に掲げる全ての要件を満たしていることをいう。

ア 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所が保育施設等であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。

イ 期間の定めのない労働契約を結んでいる者（ただし、1年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。）であって、当該保育施設等において勤務時間が、当該保育施設等の就業規則において定められている常勤の勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上である場合に限る。）に達しているもの又は1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務しているものであること。

(3) 保育士等 保育施設等に勤務する保育士、看護師又は栄養士（栄養管理の業務に従事する者に限る。）をいう。

(4) 補助対象期間 次に掲げる全ての要件を満たした日から当該年度末までの期間をいう。ただし、第4条に規定する者が年度途中で宿舍に入居した場合は、当該期間の始期をその日の属する月の翌月（当該日が1日の場合は、その日の属する月）からとし、年度途中で退職若しくは退去した場合又は事業者が賃貸借契約を終了させた場合等は、当該期間の終期を退職した日、退去した日又は賃貸借契約を終了させた日等のうち、いずれか早い日の属する月の前月（当該日が当該月の末日である場合は、その日の属する月）までとする。

ア 事業者が住居を借上げていること。

イ 第4条に規定する者を雇用していること。

ウ 第4条に規定する者が住居に入居していること。

エ 第4条に規定する者が入居している住居について、当該者と事業者との間で入居契約等が結ばれていること。

(補助金の交付対象)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる事業は、事業者が保育士等用の住居を借上げる事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

2 この要綱に基づく補助金の交付対象となる者は、保育施設等を運営し、次条に規定する保育士等を雇用するとともに、第5条に規定する住居を借り上げ、これに当該保育士等を居住させている事業者とする。

(補助対象となる保育士等)

第4条 この要綱に基づく補助の対象となる者は、区内に存する保育施設等に勤務する常勤の保育士等であって、当該保育施設等を運営する事業者に保育士、看護師又は栄養士として雇用され、借上げ住居に入居することで継続的に就労することが見込まれる者のうち、世帯主又はこれに準ずる者（以下「補助対象職員」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1) 平成25年3月31日までに事業者が借上げた住居に、同日以前から入居している者

(2) 事業者等から住居手当又はこれに類する補助（以下「住居手当等」という。）を支給されている者

(3) 住居手当等を支給されている同居者がいる者

(4) 補助対象職員の健康保険の扶養となっていない同居者がいる者（常態として補助対象職員の収入（当該補助対象職員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に定める育児休業をしている期間にあっては、別に定めるところにより算定した額）が世帯総収入の50パーセントを超える割合を占めると足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた場合を除く。）

(5) 当該保育施設等の経営に携わる法人の役員又は施設長である者。ただし、教育委員会が特別な事情があると認めた施設長については、この限りではない。

(補助対象となる住居)

第5条 この要綱に基づく補助の対象となる住居は、事業者が雇用する補助対象職員を居住させるために借り上げている住居で、補助対象職員の生活の本拠地として当該住所に住民票が存する住居とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する住居は除く。

(1) 事業者（当該事業者が法人である場合にあっては、事業者の役員。以下この号において同じ。）又は事業者の親族等その他の利害関係者が所有する住居

(2) 補助対象職員又は補助対象職員の親族が所有する住居

(3) 著しく狭小、採光がない等、入居者の安全衛生上不適当な住居

(4) 他に入居可能な住戸があるにも関わらず賃借料その他経費が市価と比較し著しく高額で契約された住居

(5) 借上げ住居が区外にある場合は、当該保育施設等からおおむね10kmを超える住

居

- 2 事業者は、第8条の交付申請を行うにあたって、補助対象となる住居が前項各号の規定に当てはまらないことを事前に確認しなければならない。

(補助対象経費及び補助金額)

第6条 補助対象経費は、前条に規定する住居について補助対象期間中に要する賃借料、共益費（管理費）、礼金及び更新料（以下「賃借料等」という。）として別表に定める基準により算出する。ただし、事業者が補助対象職員から賃借料等の一部を徴収している場合は、賃借料等からその徴収額を差し引いた額とする。

- 2 補助金の額は、別表に定めるところにより算定した額とする。

(補助条件)

第7条 事業者は、補助対象事業を申請するに当たっては、補助対象職員の給与水準を低下させてはならない。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が変動した場合については、この限りでない。

- 2 事業者は、保育士等の継続就労に努めるとともに、当該保育士等について、区が開講し、又は指定する、保育の質の向上に関する研修の受講を求めた場合は、これを受講させるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、補助対象となる住居に入居する者の居住実態を把握しなければならないものとし、その居住実態に変更が生じていた場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(交付申請)

第8条 事業者は、賃借料等について補助金の交付を受けようとするときは、別に定める期日までに、足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 足立区保育士等住居借上げ支援事業計画書（様式第2号）及び集計表
- (2) 入居契約書の写し
- (3) 足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金交付要件確認書（様式第3号）
- (4) 不動産賃貸借契約書の写し（事業者と貸主との間におけるものをいう。以下同じ。）
- (5) 世帯全員分の住民記録閲覧同意書（様式第1号の2）又は住民票（発行日から1か月以内のもの。世帯全員分、続柄記載のもので、本籍及びマイナンバーが記載されていないものに限る。以下同じ。）。ただし、補助対象職員が区外に居住している場合は、住民票に限る。
- (6) 補助対象職員と同居者全員の扶養関係が確認できる書類（同居者がいる場合に限る。以下同じ。）（当該同居者に扶養となっていない者がいる場合にあっては、補助対象職員及び同居者の収入等申立書（様式第4号））
- (7) 保育士証、看護師免許証又は栄養士免許証の写し
- (8) 給与規程（全文）（住居手当を併給できないことが確認できるもの。以下同じ。）
- (9) 礼金、更新料を補助対象経費として計上する場合には、礼金、更新料の支払を証する書類の写し
- (10) その他教育委員会が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 教育委員会は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、適当と認める場合は、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、事業者には通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

3 教育委員会は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付できないと決定したときは、速やかにその理由を付して事業者には通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金交付請求書（様式第6号）により足立区長（以下「区長」という。）に対し補助金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、補助金を交付する。

(変更交付申請)

第11条 交付決定事業者は、交付申請の内容を増額して変更する場合は、足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金交付変更申請書（様式第7号）に次に掲げる書類のうち、変更理由に応じて教育委員会が指定する書類を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(1) 足立区保育士等住居借上げ支援事業計画書（様式第2号）及び集計表

(2) 入居契約書の写し

(3) 足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金交付要件確認書（様式第3号）

(4) 不動産賃貸借契約書の写し

(5) 世帯全員分の住民記録閲覧同意書（様式第1号の2）又は住民票。ただし、補助対象職員が区外に居住している場合は、住民票に限る。

(6) 補助対象職員と同居者全員の扶養関係が確認できる書類（当該同居者に扶養となっていない者がいる場合にあっては、補助対象職員及び同居者の収入等申立書（様式第4号））

(7) 保育士証、看護師免許証又は栄養士免許証の写し

(8) 給与規程

(9) 礼金、更新料を補助対象経費として計上する場合には、礼金、更新料の支払を証する書類の写し

(10) その他教育委員会が必要と認める書類

(変更交付決定)

第12条 教育委員会は、前条の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、変更の決定をし、足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金交付変更決定通知書（様式第8号）により交付決定事業者には通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の変更の交付決定に際し、条件を付することができる。

3 第9条第3項及び第10条の規定は、変更の交付決定について準用する。

(実績報告)

第13条 交付決定事業者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、教育委員会が別に定める期日までに、足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金実績報告書（様式第9号）に、次項に定める書類を添えて教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 補助対象事業が完了したとき。
- (2) 補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき。
- (3) 第18条第2項の規定により、補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたとき。

2 前項の足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金実績報告書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金実績（様式第10号）及び集計表
- (2) 世帯全員分の住民記録閲覧同意書（様式第1号の2）（ただし、交付申請時又は変更交付申請時に提出している場合を除く。）又は住民票。ただし、補助対象職員が区外に居住している場合は、住民票に限る。
- (3) 同居者全員の給与明細書等の写し（補助対象職員の健康保険の扶養に入っていない同居者がいる場合に限る。）
- (4) 同居者全員が補助対象職員の健康保険の扶養に入っている場合には、補助対象職員と同居者全員の扶養関係が確認できる書類
- (5) 物件の借上げに係る領収書その他当該経費の支払を証する書類の写し
- (6) その他教育委員会が必要と認める書類
(補助金の額の確定等)

第14条 教育委員会は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うものとし、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金交付確定通知書（様式第11号）により交付決定事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 教育委員会は、前条の規定による調査の結果、補助対象事業が本要綱に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置を取るべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

第16条 教育委員会は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、事業者に対して報告を求め、又は事業者の承諾を得た上で職員に当該事業者の事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問をさせることができる。

(交付決定の取消し等)

第17条 教育委員会は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令又はこの要綱に違反

したとき。

(4) この要綱で定める要件を満たしていないことが判明したとき。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、教育委員会は足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により速やかに事業者へ通知するものとする。

（補助対象事業の中止等）

第18条 事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、教育委員会に足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金補助対象事業中止・廃止承認申請書（様式第13号）をあらかじめ提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、交付決定事業者が前項の承認申請書を提出した場合は、内容を審査し適当と認めた時は、足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金交付変更決定通知書（様式第8号）により速やかに事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第19条 事業者は、第12条若しくは前条の規定による補助金交付変更決定通知又は第17条第2項の規定による補助金交付決定取消通知があった場合において、補助対象事業の当該変更又は取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、別に定める期限までに足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金返還通知書（様式第14号）のとおりに、当該返還額を区長に返還しなければならない。

- 2 事業者は、第14条の規定により補助金の交付額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、別に定める期限までに前項の返還通知書のとおりに、当該返還額を区長に返還しなければならない。

（他の補助金等の一時停止等）

第20条 教育委員会は、交付決定事業者に対し補助金の返還を命じたにもかかわらず、交付決定事業者が当該補助金、違約金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

（調書の作成及び保管）

第21条 交付決定事業者は、補助金と補助対象事業に係る経理について収支の事実を明らかにした挙証資料を整理し、かつ、これらの書類を当該補助対象事業の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（予算措置）

第22条 本事業に係る国又は東京都の補助対象事業が縮小、中止又は廃止になった場合は、教育委員会は本事業について縮小、中止又は廃止その他の見直しを行うことができる。ただし、縮小、中止又は廃止その他の見直しを行う場合は、補助対象事業者へ事前に通知する。

（消費税仕入控除税額の報告）

第23条 事業者は、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて速やかに区長に報告しなければならない。

(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し（確定申告後に修正申告等を行った場合は、修正申告の写し等）

(2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳書等

2 区長は、前項の報告を受けたときは、当該事業者に対し当該消費税額の全部又は一部に相当する額の納付を求めることができる。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、規則に定めるところによる。

(委任)

第25条 この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則（30足教子整発第917号 平成30年4月1日 教育長決定）

1 この要綱は、決定の日から施行する。

2 平成30年4月1日付（30足教子整発第900号）で廃止した足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金交付要綱の規定により教育長が行った決定その他の行為又は同要綱の規定により教育長に対してなされた申請その他の行為で施行日以降に処理されることとなるものは、それぞれこの要綱の相当の規定により教育長が行った決定その他の行為又は申請その他の区長に対してなされた行為とみなす。

付 則（31足教子整発第1341号 令和元年12月9日 教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、この要綱による改正後の足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以後分として要した補助対象経費（同日前に行った当該入居に要する支払を含む。）から適用する。

付 則（2足教子整発第1302号 令和2年12月9日 教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、この要綱による改正後の足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以後分として要した補助対象経費（同日前に行った当該入居に要する支払を含む。）から適用する。

付 則（3足教子私発第1500号 令和3年12月9日 教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、この要綱による改正後の足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後分として要した補助対象経費（同日前に行った当該入居に要する支払を含む。）から適用する。

付 則（4足教子私発第1643号 令和4年12月12日 教育長決定）

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金交付要綱様式第1号の2による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（5足教子私発第1810号 令和5年12月27日 教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、この要綱による改正後の足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金交付要綱の規定（第7条及び第17条の規定を除く。）は、令和5年4月1日

以後分として要した補助対象経費（同日前に行った当該入居に要する支払を含む。）から適用する。

付 則（6足教子私発第1818号 令和6年12月6日 教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、この要綱による改正後の足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後分として要した補助対象経費（同日前に行った当該入居に要する支払を含む。）から適用する。

別表（第6条関係）

補助対象経費	補助基準額	補助率	備考
賃借料 共益費（管理費） 礼金 更新料 （ただし、礼金及び更新料については、当該賃貸借契約期間中において、賃借料の2か月分を限度として補助対象とし、当該礼金及び更新料等に係る補助対象額を賃貸借契約期間の月数（1月未満の端数日は繰り上げる。）で除した金額（小数点以下を切り捨てる。）を、同期間中の各月の補助対象経費に計上することができるものとする。）	一戸当たりの月の上限額 82,000円	8分の7	一戸当たりの補助金交付決定額は、一戸当たりの年間の補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して、いずれか少ない額に補助率を掛けた額とし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

備考

- 1 補助対象経費について、1つの住居に居住した日数が1か月に満たない場合は、その月の経費は、補助対象としない。
- 2 補助対象経費のうち、礼金及び更新料について、引き続き居住するための契約更新日が月の途中にある場合は、礼金又は更新料に係る賃貸借契約期間のその月の現日数を基礎として、日割りによって計算して得た額（小数点以下を切り捨てる。）とする。